

一般社団法人日本心エコー図学会認定心エコー図専門医制度に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本心エコー図学会（以下「本会」という。）の認定心エコー図専門医制度に関し、認定心エコー図専門医制度規約に基づく必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(受験資格)

第2条 心エコー図専門医の試験を受験する者は次の項目を満たして なければならない。

A. 経過処置における心エコー図専門医認定試験

- 1) 受験申請時、日本心エコー図学会会員であること
- 2) 受験申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を有すること
- 3) 日本心エコー図学会年会費を完納していること。
- 4) 心エコー図学に関する論文を 1 編以上（申請者が筆頭著者であること。英文、和文の別は問わないが査読を経て掲載されたものに限る。なお学会抄録は論文とは認めない）を有すること。
- 5) 施行医または読影医として自らが経験した心エコー図検査 20 例のリストおよびレポートを提出すること。症例の内訳は要項に定める。

但し、日本超音波医学会超音波専門医は一次審査における経胸壁心エコー図症例の提出が免除される。

また当会 SHD 心エコー図認証医は一次審査における経食道心エコー図症例の提出が免除される。

B. 研修プログラム修了者のための心エコー図専門医認定試験

- 1) 受験申請時、日本心エコー図学会会員であること
- 2) 受験申請時、日本循環器学会専門医資格または日本小児循環器学会専門医資格を有すること
- 3) 日本心エコー図学会年会費を完納していること。
- 4) 症例報告、臨床研究、心エコー図学に通じる基礎研究についての実績を有すること。学会が指定する研修カリキュラムを修了していること。

(申請と受験料)

第3条 心エコー図専門医の認定試験を受験する者は、申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに必要な書類を提出し、受験料（30,000 円）を納付する。

(認定試験と認定料)

第 4 条 心エコー図専門医認定試験は年一回行い、症例記録の審査、筆記試験による審査、ビデオ試験による審査で行なわれる。試験の実施要項は別に定める。認定試験に合格した者は定められた期日までに、認定料（10,000 円）を納付する。

(資格更新猶予と更新猶予手数料)

第 5 条 専門医制度委員会の審査により、更新猶予の適用をうけるものは、資格更新審査申請要項に記載されている手順に従って、定められた期日までに資格更新猶予申請書を提出し、更新猶予手数料（5,000 円）を納付する。

附則 この内規は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。